

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案

内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省
農林水産省・経済産業省・国土交通省

第1 概要

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和8年法律第38号。以下「経済安全保障推進法の一部改正法」という。）の一部の施行に伴い、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律に基づく特別社会基盤事業者による特定侵害事象等の報告等に関する命令（令和8年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第4号）の一部を改正する。

第2 改正事項

(1) 特定侵害事象等の報告等の経過措置の見直し(第2条第2項及び第4条第2項第1号)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「法」という。）第4条第1項に基づく特定重要電子計算機の届出の期限は、原則導入から4月以内としている（第2条第1項）ところ、第2条第2項において、特別社会基盤事業者が、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第50条第1項の規定による指定を受けた日から2月以内に導入した特定重要電子計算機については、届出の期限を当該指定を受けた日から6月以内とする経過措置を規定している。

また、法第5条に基づく特定侵害事象等の報告については、第4条第2項第1号において、特別社会基盤事業者が経済安全保障推進法第50条第1項の規定による指定を受けた日から6月以内に発生した事象については、報告を不要とする経過措置を規定している。

これらの経過措置について、経済安全保障推進法の一部改正法による改正後の経済安全保障推進法第53条第1項ただし書の規定と揃え、当該特別社会基盤事業者が同項各号のいずれかに掲げる事由により経済安全保障推進法第50条第1項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、これらの経過措置を適用しないこととする。

(2) 所要の規定の整理

その他、経済安全保障推進法の一部改正法の一部の施行に伴う字句の整理を行う。

第3 施行日等

(1) 公布日・施行日

公布日：令和8年8月（想定）

施行日：経済安全保障推進法の一部改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(2) 経過措置

この命令の施行の日前に経済安全保障推進法第50条第1項の指定を受けた者について、第2（1）による改正前の第2条第2項及び第4条第2項第1号の規定が適用されるよう、所要の読替規定を設ける。

以上